介護老人保健施設悠久苑 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人阪本医院が開設する介護老人保健施設悠久苑(以下「当事業所」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の日的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1. 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2. 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3. 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健 医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サ ービス提供を受けることができるよう努める。
- 4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り施設が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。
 - (1) 事業所名 介護老人保健施設悠久苑
 - (2) 開設年月日 平成 10年3月26日
 - (3) 所在地 大阪府八尾市大字山畑 5-1
 - (4) 電話番号 072-941-3222 FAX 番号 072-941-5130
 - (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2755580020

(従業者の職種、職務内容、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、職務内容、員数は、次のとおりとする。

職種	職務内容	配置基準人員数
管理者 (医師)	業務統括	1名
看護師	看護及び介護	
介護員	介護及び看護の補助	2名(内、理学療法士1名)
理学療法士	リハビリ指導	

(従業者の職務内容)

- 第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の 通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
 - (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施 計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。
 - (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
 - (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。
 - (3) 休業日は日曜、年末年始(12/31~1/3)、夏期(8/13~15)とする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は20名とする。なお当該事業と一体的に指定介護予防通所リハビリテーションを実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することが出来るものとする。但し災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条

- 1. 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及び(介護予防)リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- 2. 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する
- 3. 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4. 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。
 - 1. 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として当該指定通所リハビリテーションについて介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該事業所に支払われる通所リハビリテーション費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
 - 2. 事業所は法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と前項の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
 - 3. 事業所は前二項の支払いを受ける額のほか次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。
 - ① 食 費/1回 770円
 - ② 教養娯楽費/1日 100円
 - ・ 倶楽部やレクレーションで使用する折り紙、粘土等の材料や風船等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い頂きます。
 - 4. 事業所は第3項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は、家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 5. 事業所は第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い当該利用料を相当額に変更する。

(通所リハビリテーションの内容、利用料及びその他の費用の額)

第11条 指定通所リハビリテーションの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし介護報酬は、告示上の額と同額の利用料とする。

(通常の事業の実施地域)、

- 第12条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。
 - ・八尾市、東大阪市及び柏原市

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
 - ・事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。 食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第6条の規定に基づき 利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を 管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・事業所内での飲酒、喫煙は禁止とする。
 - ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、ご遠慮願います。
 - ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、 また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任 務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・随時
 - その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

- 第 15 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、 自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意す ること。
 - (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人阪本医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 19 条

- 1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2. 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう、水廻り設備、 厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3. 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、夏期2回検便を行わなければならない。
- 4. 定期的に、鼠族、毘虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、 正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指 導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条

- 1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3. 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない運営に関する重要事項については、医療法人阪本医院の役員会において定めるものとする。

第22条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 苦情解決体制を整備しています。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

第23条 身体拘束等について

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載することとします。

付則

- この運営規程は、平成17年10月01日より施行する。
- この運営規程は、平成20年02月01日より施行する。
- この運営規程は、平成21年09月01日より施行する。
- この運営規定は、平成24年01月01日より施行する。
- この運営規定は、平成24年06月01日より施行する。
- この運営規定は、令和01年10月01日より施行する。
- この運営規定は、令和04年06月01日より施行する。
- この運営規定は、令和 06 年 09 月 01 日より施行する。
- この運営規定は、令和07年09月01日より施行する。